

令和4年第8回

君津市農業委員会議事録

令和4年8月5日（金）

令和4年第8回君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年8月5日（金）午後2時00分から午後2時40分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第5 議案第 8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について

日程第6 報告第 1号から報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第10号から報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（12名）

3番	水 野 徳 子	4番	小笠原 武 男
5番	笹 本 幸 恵	6番	宇 野 真 弘
7番	神 子 純 一	8番	石 橋 定 雄
9番	真 板 徹	10番	田 丸 三 郎
11番	鳥 海 純 次	12番	江 澤 康 雄
13番	鈴 木 清	14番	粕 谷 定 嗣

欠席委員（2名）

1番 鈴木 郁夫

2番 鮎川 正幸

出席した職員

事務局長

事務局次長

会計年度任用職員

永田 聡

永嶋 一環

白石 勇一

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。

御苦労さまでございます。

今も報告がありました、コロナの非常な感染の拡大高止まり状態、そしてまた連日の猛暑、また最近、雨が降れば、観測史上初だという言葉が何か当たり前のようになっちゃって、非常に厳しい夏がまだまだ続くんじゃないかと思います。自然にはなかなか逆らえませんが、コロナ感染につきましては、個々にできる防止対策、予防については十分留意されまして、お願いしたいと思います。

◎諸般の報告

会 長 それでは、早速、7月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

7月5日、総会終了後、君津市農業再生協議会の定期監査が実施されまして、私が出席をいたしました。そして、令和4年度小糸川・岩瀬川・川名川沿岸農業農村総合整備事業推進協議会定期総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面議決による開催となりました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和4年第8回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

13番、鈴木清委員、14番、粕谷定嗣委員の2名をお願いいたします。

◎議案第1号ないし議案第6号

議長 日程第3、議案第1号ないし議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条、許可の規定による許可申請について御説明いたします。

議案第1号でございます。三直地先の田1筆、面積333平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準として、下限面積、三直は40アールですけれども、現在4,370.34平方メートルの農地を経営し、農機具は耕うん機、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第2号について説明します。

上湯江地先の田1筆、面積431平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は相続で取得したが、維持管理ができないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準といたしまして、下限面積を超える5,887平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第3号について説明します。

賀恵淵地先の田1筆、面積1,162平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準といたしまして、下限面積を超えた1万2,509平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有もしくはレンタルをしております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。議案第4号について説明いたします。

長谷川地先の田1筆、面積1,374平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、現在、下限面積を超えた1万1,841.61平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、もみすり機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。続きまして、議案第5号について説明します。

富田地先の田2筆、面積2,511平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は遠隔地により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人の現在の経営面積は4,376.94平方メートルですが、今回の申請により、下限面積50アールを超えることができます。農機具はトラクター、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

坂畑地先の畑4筆、面積593.42平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢で農業機械を所有していないため、農業経営を縮小したい、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、下限面積を超えた3,039平方メートルの農地を経営しておりまして、農機具はトラクター、耕うん機、軽トラック、草刈り機、噴霧器を所有しております。

農作業日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

す。事務局の説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号は1番、鈴木郁夫委員の担当、議案

第2号は2番、鮎川委員の担当案件でございますが、本日欠席しておりますので、代理として、3番、水野委員からお願いします。

水野委員 代読させていただきます。

議案第1号について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所は、別冊資料の1ページを御覧ください。

左右に走る県道君津鴨川線の君津インターチェンジ入口南側が今回の申請地で、レストランでんでんの出入口と県道の側道に接する土地になります。

7月25日に譲受人と現地でお会いし、また、同日、申請代理人代表と電話でお話を伺いました。譲渡人は高齢で農地管理はできず、手放したいとのこと、譲受人は申請地の隣接地にお住まいで、もともと譲受人の親が所有していたものを手放した土地だとのこと。手放した後も、草刈り等の管理は譲受人が行っていました。今回取得に当たって、経営しているレストランで提供する食材の自給栽培を考えており、畑として活用したいとのこと。

以上、問題はないと思われませんが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、代読させていただきます。

議案第2号について説明いたします。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請場所は、別冊資料の2ページを御覧ください。

上湯江から三舟の里の方向に向かいます。この図でいうと、上から下に向かいます。小香に入る少し手前の左側が申請地になります。

この案件は、7月総会時の議案第1号と譲渡人、譲受人が同一であり、7月の現地確認の際に、この案件も提出することを聞いていました。現地についても、7月の調査の際に確認しています。8月2日に譲渡人と譲受人に電話をして、今回の件を再確認しました。

現地は地目、田ですが、畑のようになっていました。取得後は野菜を栽培するとのことでした。

以上、特に問題はないと思われませんが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第3号ないし第4号について、10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案第3号につきまして御説明いたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

7月27日、譲受人に連絡を取りまして、現地で話を伺いました。

場所ですが、別冊3ページを御覧ください。

左下のほうに賀恵渕の青年館があります。その先の十字路を左に入り、100メートル右側が申請地になります。

譲渡人は高齢で規模縮小のため、また、譲受人は遠方に住んでいますが、土日は実家に帰ってきて弟と一緒に耕作しており、今回は規模拡大のための申請になります。

特に問題ないと思われまます。よろしく御審議お願いします。

続きまして、議案第4号ですけれども、申請内容は事務局の説明のとおりです。

7月29日、譲受人に連絡を取りまして、現地で話を伺いました。

場所ですが、別冊4ページを御覧ください。

中央の道路は加茂木更津線になります。左に行くと、味楽園おびつ店があります。市原自動車の手前を左に入り、50メートル左側が今回の申請地になります。

譲渡人は高齢のため、また、譲受人は作業場が申請地と地続きにあり、許可が下り次第、所有権の移転をし、きれいに整地をして、今回、畑として野菜等の作付をして、規模拡大を図りたいとのことでした。

特に問題はないと思われまます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 続きまして、議案第5号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第5号について、現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

7月29日、譲受人と現地で会いました。

場所は、別冊資料5ページにあります。

久留里市場から寺沢方面に2キロぐらい行って、向郷とある点線が譲受人の宅地です。その裏手の2枚の田ですが、譲渡人は相続したんですが、耕作できなくて、譲受人とは本家・分家の関係なんですよ。譲受人は農業経営の規模拡大のためと説明してくれました。

今回の申請は、特に問題ないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第6号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号第6号について説明をします。

申請内容の詳細については、事務局の説明のとおりです。

別冊位置図 7 ページをお開きください。

図面上に塗り潰してあるのが亀山湖で、図面下に国道465号線が走っています。申請地は、国道、坂畑橋から600メートルほど入ったところに位置しております。

7月30日、代理人と現地において、申請内容について確認を行いました。申請地は、以前から譲受人が譲渡人からの管理の委託を受け、野菜の作付を行っていました。譲受人は申請地を取得することにより、経営規模の拡大を図るとのことです。譲渡人は高齢であり、現在農業用機械を所有していないことなどから、経営規模縮小とのことでした。

特に問題はないと思われまますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 それでは、質問、意見等がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第7号

議長 日程第4、議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第7号について御説明いたします。

小櫃台地先の畑1筆、面積773平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

搬出路及び資材置場用地として、令和4年10月31日まで許可を得ていましたが、令和5年10月31日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第8号

議長 日程第5、議案第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永島次長 本件につきましては、令和4年2月2日に、農業委員会による最適化活動の推進ということで、農水省経営局長から文書が発せられておりまして、今まで目標というのは決めて活動していた中で、一部変更もあるということで、今回改めて総会にかけさせていただいて、目標とさせていただきたいところです。

まず、第8号の議案書(その2)の1ページを御覧ください。

1 ページから 8 ページまでは、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となります。

1 ページにつきましては、農林業センサス等、統計の数値によりまして、数字が記載されてございます。

2 ページを御覧ください。

中段の 2、令和 3 年度目標及び実績についてのところでございますが、達成状況が 1,165%となっております。この集積目標に対して、集積実績が飛躍的に拡大した主な理由としては、新規の人・農地プランが 13 策定されました。それに合わせて面積が拡大したものです。

令和 3 年の新規に 13 集落なんですけれども、向郷、戸崎、練木、皿引、大山野、末吉、三田、長谷川、小櫃台、俵田、上新田、箕輪、青柳でございます。こちらのほうの人・農地プランを策定したことから、貸借の流動化が進み、正式な貸借が締結されたというところから面積が増えました。

3 ページを御覧ください。

現況及び課題の 8 経営体、新規に 8 経営体、新規就農したところですが、個人の方が 5 名、法人が 3 名です。

個人の方については、大山野のほうで果樹と養蜂、三直で水稲、平田で露地野菜、こちらは空き家に附属する農地の取得というところから新規就農、浦田でオリーブ、上でキクラゲ、キクラゲにつきましては作物栽培高度化施設ということで、特殊な栽培方法をやるということです。

次に、法人が 3 件、中島でブルーベリー、これは営農型太陽光です。次に、笹、西原でブルーベリー、このうち、西原は営農型太陽光を設置しています。それとあと、平山でブルーベリーの新規就農者です。相談があった場合には、本市で就農できるようサポートしていきたいと思っております。

次に、4 ページを御覧ください。

遊休農地に関する評価の中で、4 番、目標及び活動に対する評価の目標に対する評価欄につきまして、目標が達成できず、遊休農地が増えてしまったとありますが、これはちょっと誤りで、「目標は達成できませんでした」を、「遊休農地を減らすことができた」と訂正させていただきます。去年から、目標 5 ヘクタールに対して、3.3 ヘクタール減ったという実績がございます。解消した理由としては、耕作の再開や、またあと、農地転用による用途の変更

ということから減ったと見込まれます。

次に、少し間を飛ばしまして、9ページの令和4年最適化活動計画の目標設定につきましては、9ページから11ページまでですが、10ページを御覧ください。

1の最適化活動の成果目標につきましては、(1)、②目標、今年度新規就農面積ですが、今年度新たに、新規に人・農地プランの策定が進んでおりまして、その集積がある程度見込まれるということから、20ヘクタールの目標を設定いたしました。

(2)の遊休農地の解消、②目標、ア、既存遊休農地の解消、Aの緑区分の遊休農地の解消につきましては、※にあるように、目標面積は令和3年度の遊休農地の5分の1ということから、1ヘクタールを目標と設定いたしました。

11ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進、②目標、新規就農者への貸付けについて、農地所有者の同意を得た上で公表する面積につきましては、現状1ヘクタールとありますが、※2に過去3年度の権利移行面積の平均の1割ということから、5.4ヘクタールに改めさせていただきたいと思っております。

次に、2、最適化活動の目標につきましては、(1)推進員等が最適化活動を行う目標日数は月10日とありますが、目標設定の最低日数が月6ということですので、こちらのほうを6日と訂正させていただきたいと思っております。

また、(2)活動強化月間の目標設定、(3)新規参入相談会の目標設定につきましても、それぞれ最低回数を目標とさせていただきました。

飛び飛びで恐縮ですが、以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 よろしいですか。

それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

議 長 日程第6、報告第1号ないし第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第10号ないし第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第19号について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

水野委員、どうぞ。

水野委員 3番、水野です。

1号、私……間違えました。農地法第3条の3の相続等による権利移動に関してのことで、ちょっとお話があったんですけども、すみません、間違えました。後で。

議 長 いいですか。

水野委員 はい。失礼しました。

議 長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、質問、意見等がないようですので、報告第1号ないし報告第19号を終わります。

(「すみません、よろしいですか」と呼ぶ者あり)

議 長 はい、どうぞ、水野委員。

水野委員 すみません、3番、水野です。

先ほどの第3条のときもあったんですけども、相続したんですが、相続し切れないということで、その事由が2件入っていたのと、今回の相続で所有権移転したときの所有者と、今度所有者になる方の住所が余りにも、県外ということがあるんですけども、このところ、相続のところの、地元の人でない県外の人が相続をするというケースがとても増えているような気がしています。

それで、それに対して、書類が上がったときに、事務局のほうで何かするということはあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

議 長 事務局、お願いします。

永嶋次長 相続に関しまして、出た場合には、この欄のあっせん希望というところですね、こちらを必ず聞くようにはしています。現況、既に貸借されているとか、この中には貸借の情報等は出てきませんが、余り好ましくない形の貸借をされているようであれば、正式

に手続を取ってくださいとか、あとは、特にあっせんの希望とか大丈夫ですかと、その辺については確認するようにしております。

水野委員 現在、遠いのでお願いしているというケースも結構ある、それは把握できると。

永畷次長 それは、これ出た時点ではちょっと把握できなくて、権利移動するときのあれですよ、うちのほう、届出なんで、みんなぼんと置いて、それで終わってしまうので、その後うちのほうで確かめる、システムの入力するときに確認するぐらいです。

ですんで、そのとき既に貸借されているということであれば、基本的に3条であればそのまま継続ですし、今度は基盤許可法であれば、当然、権利関係が変わった時点での情報が、基盤許可のほうの関係で、この情報を持って中間管理機構のほうに情報がいきますんで、そこでまた手続の云々というのが改めて動くような内容になります。

水野委員 ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

水野委員 はい、ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 それでは、これをもちまして、令和4年第8回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第9回農業委員会総会は、令和4年9月7日水曜日に市役所5階大会議室にて開催の予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時40分)